

輸入公表三の9の(4)のイに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品の二号承認制移行について ②③

輸入注意事項5第4号 (5.5.20)

改正①輸入注意事項6第37号 (6.12.1) ②輸入注意事項12第102号 (12.12.26)

③輸入注意事項17第34号 (17.7.25)

平成5年5月20日付け通商産業省告示第271号(輸入公表の一部を改正する告示)により、輸入公表三の9の(4)のイに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「議定書」という。)附属書Dに掲げる製品については、平成5年5月27日以降二号承認制に移行することとなりました。

このため、輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定に基づき経済産業大臣の輸入の承認を受けなければなりません。が、輸入公表三の9の(4)のイに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、当該製品が議定書附属書Aに掲げる規制物質を含んでいる場合は、議定書第4条の3により輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意してください。